

標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書の適用のための実施細則

(2020年2月1日発効)

目次

第1部：定義

第1節：略称

第2部：様式

第2節：所定様式

第3節：任意様式

第4節：様式の公表

第5節：様式の入手

第3部：国際事務局との通信；署名

第6節：書面による通信及び一通の封筒内の複数の文書

第7節：署名

第8節：[削除]

第9節：[削除]

第10節：[削除]

第11節：電子通信、国際事務局による電子的送信の受領の確認及び日付

第4部：氏名又は名称及びあて先に関する要件

第12節：氏名又は名称及びあて先

第13節：通信のためのあて先

第5部：暫定的拒絶の通報

第14節：暫定的拒絶の通報の送付の日付

第15節：異議の申立てに基づく暫定的拒絶の通報の内容

第6部：国際登録の番号付け

第16節：分割又は名義人の一部変更に伴う番号付け

第17節：国際登録の併合に伴う番号付け

第18節：名義人の変更が効力を有しない旨の宣言に伴う番号付け

第7部：料金の支払

第19節：支払の方法

第1部 定義

第1節：略称

- (a) この実施細則の適用上、
- (i) 「規則¹」とは、標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書に基づく規則をいう。
 - (ii) 「規則²」とは、規則における個別の規則をいう。
- (b) 第1規則に係る略称は、この実施細則の適用上、規則と同じ意味を有する。

第2部 様式

第2節：所定様式

規則が様式の使用を定める手続について、国際事務局はその様式を制定しなければならない。

第3節：任意様式

第2節に定める様式以外の規則に定める手続について、国際事務局は任意の様式を制定することができる。

第4節：様式の公表

国際事務局は、第2節及び第3節に定める、全ての利用可能な所定及び任意様式の完全な一覧をWIPOのウェブサイトにおいて公表しなければならない。

第5節：様式の入手

国際事務局は、第2節及び第3節に定めるすべての所定及び任意様式をウェブサイトで入手できるようにしなければならない。

¹ 原文：Regulations

² 原文：Rules

第3部 国際事務局との通信；署名

第6節：書面による通信及び一通の封筒内の複数の文書

- (a) 第11節(a)の規定に従うことを条件として、国際事務局にあてた通信は、タイプライターその他の機械で作成された書面によるものとし、かつ、署名される。
- (b) 一通の封筒で複数の文書を郵送するときは、それぞれの文書を特定する一覧表を同封する。

第7節：署名

署名は、手書き、印刷、タイプ若しくはスタンプによるものとする。署名は、印章の押印に替えることができる。第11節(a)(i)に定める電子通信に関して、署名は、国際事務局と関係官庁の間で合意された表示方法に替えることができる。第11節(a)(ii)に定める電気通信に関して、署名は、国際事務局により決められた表示方法に替えることができる。

第8節：[削除]

第9節：[削除]

第10節：[削除]

第11節：電子通信、国際事務局による電子的送信の受領の確認及び日付

- (a) (i) 官庁が希望する場合、官庁と国際事務局との間の通信は、国際出願の提出を含め、国際事務局と関係官庁で合意した電子的手段による。
 - (ii) 国際事務局と出願人又は名義人との間の通信は、電子的手段によることができる。時期、方法及び様式は国際事務局により決められ、その詳細はWIPOウェブサイトに掲載される。
- (b) 国際事務局は、電子的送信により速やかに、電子的送信の送信者に、その送信の受領を通報し、受領した電子的送信が不完全又は使用不能のときはその旨を通報する。ただし、送信者が特定でき、かつ、到達できる場合に限る。
- (c) 通信が電子的手段により送付され、かつ、通信が発せられた場所とジュネーブとの時差のために、発信日と国際事務局による完全な通信の受領の日とが相違している場合には、両者のうち早い日が国際事務局による受領の日とみなされる。

第4部

氏名又は名称及びあて先に関する要件

第12節：氏名又は名称及びあて先

- (a) 自然人の場合には、表示すべきその氏名は姓及び名。
- (b) 法人の場合には、表示すべき名称は法人の完全な公式表示。
- (c) 氏名又は名称がローマ字以外の文字である場合には、その氏名又は名称の表示は、国際出願の言語の発音に従ったローマ字への音訳からなるものとする。法人の名称がローマ字以外の文字による場合には、その音訳は、国際出願の言語への翻訳に代えることができる。
- (d) あて先は、迅速な郵便配達の慣習上の要件を満足するような方法によるものとし、少なくとも関連するすべての行政単位からなり、もしあるのならば、家屋番号を含むものとする。さらに、電話番号、電子メールアドレス、並びに通信のための異なるあて先を表示することができる。

第13節：通信のためのあて先

異なるあて先を有する二以上の出願人、新たな名義人又はライセンシーがある場合には、一の通信のあて先を表示しなければならない。このようなあて先が表示されていない場合には、最初に記載された者のあて先を通信のあて先として扱う。

第5部

暫定的拒絶の通報

第14節：暫定的拒絶の通報の送付の日付

暫定的拒絶の通報が郵送業務を通じて送付された場合には、発送の日は、その消印で決定される。消印が判読できないか消えているときは、国際事務局は、国際事務局が暫定的拒絶の通報を受領した日の20日前に送付されたものとしてその通報を取り扱う。ただし、このようにして決定された発送の日が、暫定拒絶の日又は当該通報に記載された送付の日よりも早いときは、国際事務局は、その遅い日を送付日として取り扱う。暫定的拒絶の通報が配達業務を通じて送付された場合には、発送の日は、当該配達業務により記録している配送の詳細に基づき当該業務において付された表示によって決定する。

第15節：異議の申立てに基づく暫定的拒絶の通報の内容

- (a) 異議の申立てに基づく暫定的拒絶通報は、第17規則(2)及び(3)に明記する要素に限るものとする。暫定的拒絶の根拠となる理由の表示は、第17規則(2)(iv)に従って、その拒絶が異議の申立てに基づいているという記述に加え、異議の理由が何であるか（例えば、先の標章又は他の権利との抵触、識別性の欠如）を簡潔に記述するものとする。異議の申立てが、登録されている標章又は登録出願の対象となっている標章以外の先の権利との抵触に基づく場合には、その権利は、好ましくはその権利の名義人は、できるだけ簡潔に特定されるものとする。その通報は、覚え書きや証拠を伴わないものとする。
- (b) A4で別々の紙になっていない、若しくはスキャニングに適していない通報の添付書類、及び見本やパッケージのように書類でないものは、国際事務局によって記録されることはなく、処分される。

第6部

国際登録の番号付け

第16節：分割又は名義人の一部変更に伴う番号付け

- (a) 名義人の一部変更又は分割の記録から生じる別個の国際登録には、その名義人が一部変更された又は分割された登録の番号を付し、続けてアルファベットの太文字一字を付す。
- (b) [削除]

第17節：国際登録の併合に伴う番号付け

第27規則(3)に従って併合された国際登録は、その名義人が一部変更され又は分割された国際登録の番号を付し、該当する場合には、続けてアルファベットの太文字一字を付す。

第18節：名義人の変更が効力を有しない旨の宣言に伴う番号付け

第27規則(4)(e)に従い、国際登録簿に記録されている別個の国際登録には、一部が譲渡又は移転された登録の番号をアルファベットの太文字一字とともに付す。

第7部 料金の支払

第19節：支払の方法

手数料は、次の方法により国際事務局に支払うことができる。

- (i) 国際事務局に開設されている口座からの引き落とし
- (ii) スイス郵便口座又は国際事務局の指定銀行口座への支払
- (iii) クレジットカード、但し、第11節において想定されている電気通信の文脈におけるオンライン支払いのための電子インタフェースが国際事務局によって利用可能となった場合